鳥取県議会告示第3号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例施行規程(平成19年鳥取県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。

平成23年6月14日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改正前
第3条 略 2 前項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。	第3条 略 2 前項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の1日から末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

附則

この告示は、平成23年7月1日から施行する。